

○出水市行政改革推進委員会規則

平成30年3月23日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、出水市附属機関の設置に関する条例（平成30年出水市条例第11号。次条第3項において「条例」という。）の規定に基づき置く出水市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とし、当該委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体の役員及び職員

2 委員の任期は、3年以内とする。

3 委員には、条例第5条に規定する秘密を守る義務を課する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあつては、市長が委員会を招集する。